
相談・コンサルティング

相談・コンサルティング	1
窓口相談(中小企業支援センター事業).....	2
専門家派遣(中小企業支援センター事業).....	4
課題解決集中支援(中小企業支援センター事業).....	6
ちゅらしま建設相談窓口	8
下請かけこみ寺事業	9
ネット販売スキル再構築支援事業.....	10
JAPANブランド育成展開支援事業	12
沖縄県中小企業再生支援協議会(那覇商工会議所)	14
事業承継円滑化のための税制措置.....	16
沖縄総合事務局中小企業相談.....	19
地域資源活用支援事業.....	20
地域巡回マッチングプログラム事業.....	23
知的財産活用サポート事業.....	24
知的所有権センター事業	26
特許等取得活用支援事業	27
中小企業支援ネットワークおきなわ.....	29
企業組合制度	31
中小企業等協同組合制度	33
リサイクル・廃棄物処理・新エネ・省エネ等に関する支援及び相談窓口.....	35

窓口相談(中小企業支援センター事業)

目的

中小企業者等が抱える様々な課題、取組みのニーズに対して、効果的な支援、アドバイス、支援制度を実施するため、企業経営、商品開発等に関する知識と経験を有する専門相談員が、県内各支援機関と連携を図り、窓口にて相談に応じています。

対象者

創業予定者及び中小企業者等

支援内容

プロジェクトマネージャー、サブマネージャー、専門相談員等が相談員として関係機関と連携を図りつつ、窓口相談を実施します。

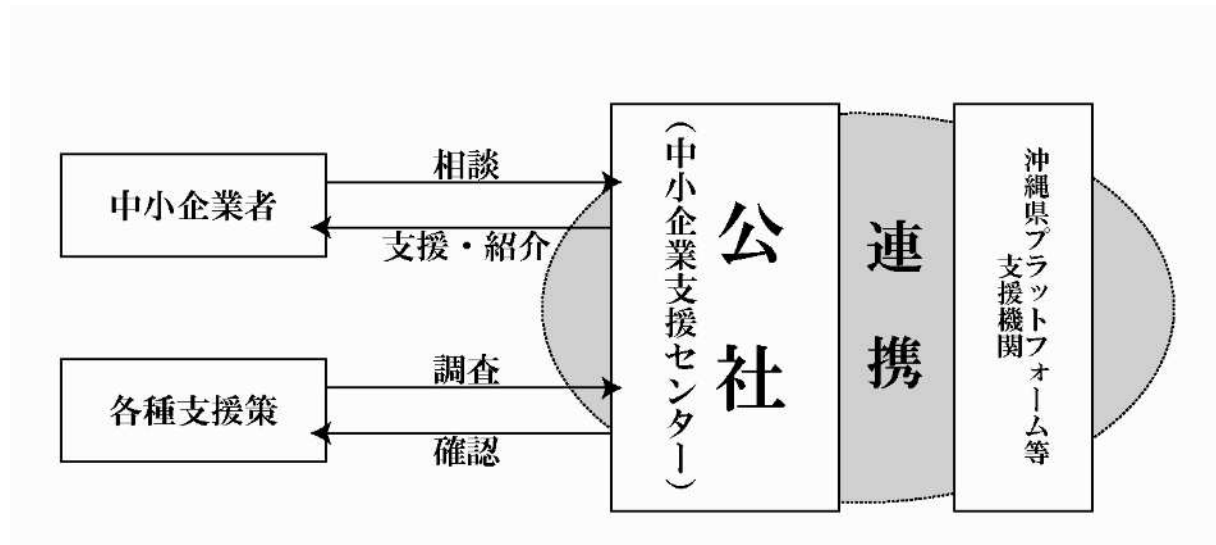
活用のポイント

相談窓口による相談のほか、電話相談、電子メールでの相談にも応じております、是非ご利用下さい。

費用

無料です。

フロー図



問い合わせ先

(財) 沖縄県産業振興公社 中小企業支援センター
TEL:098-859-6237 FAX:098-859-6233
E_mail:info@okinawa-ric.or.jp

専門家派遣(中小企業支援センター事業)

目的

経営・技術・人材・情報化等の問題を抱える中小企業に対して、中小企業診断士等、民間の専門家を派遣し、適切なアドバイスを行うことで、中小企業等の順調な発展・成長を促進することを目的としています。

対象者

県内の中小企業及び創業者で、以下の要件をみたす方を対象とします。

- ①経営の向上を目指す意欲があること。
- ②経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。
- ③専門家の派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

活用のポイント

相談窓口等で内容のヒアリングを行い専門家派遣を派遣します。相談内容に応じて継続的にアドバイスを実施するほか、ご希望の専門家を選定することもできます。

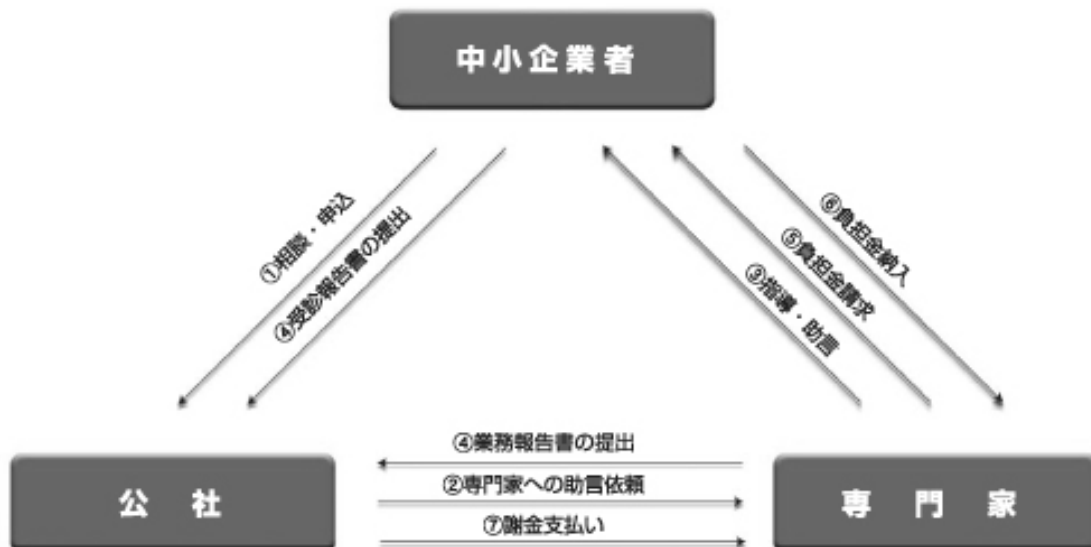
派遣費用

1回の専門家派遣にかかる費用 37,500 円のうち3分の2を公社が負担し、残り3分の1は企業負担となります。なお、県外の専門家を活用するなどの場合、別途旅費の企業負担(3分の1)が生じます。

申請時期

随時受付

フロー図



問い合わせ先

(財)沖縄県産業振興公社中小企業支援センター

TEL:098-859-6237 FAX:098-859-6233

E_mail:info@okinawa-ric.or.jp

課題解決集中支援(中小企業支援センター事業)

目的

本事業は、(財)沖縄県産業振興公社(以下「公社」という。)を中心としたプラットフォーム支援機関及び外部の専門家を活用したワークショップによるハンズオン支援を通して、本県の中小企業が抱える様々な経営課題を具体的に解決することで企業活動の活性化を図り、もって本県経済の発展に寄与することを目的とします。

対象者

経営上の具体的な課題を有している県内に事業所・本拠地を持っている中小企業者。

支援内容

中小企業の抱える様々な経営及び技術上の課題に対し、当該課題の解決に向けたワークショップを開催し、その中で、専門家によるアドバイスやプラットフォーム支援機関へのあっせん、各種支援メニューの紹介、公社中小企業支援センターによるハンズオン支援を行います。

ワークショップは原則として公社内で開催しますが、必要な場合は各支援企業において開催します。

経費

- ・本事業で実施するワークショップの開催(1社当たり最大5回/1回3時間程度)及び公社中小企業支援センター職員のハンズオン支援にかかる費用は無料です。
- ・ワークショップへの外部専門家等の招聘費用は公社が負担します。但し、別途専門家派遣事業を活用する場合は、一部所定の企業負担が生じます。

支援期間・回数

平成23年6月～平成23年1月(予定)

ワークショップは1企業につき最大5回程度開催。

採択方法

応募のあった企業の中から申請書類をもとに4件程度を公社で選定し、決定します。また検討内容については非公開とします。

申請書類及び申請方法

(1) 課題解決集中支援事業申請書

(2) その他提出資料

・会社概要（作成している場合）

その他必要に応じて決算書等の書類提出を求める場合があります。

提出部数：1部

提出方法は、公社まで直接持参するものとします。

必要に応じて面接(ヒアリング)をいます。

採否決定の通知

採択、不採択については、公社から申請者に通知いたします。

問い合わせ先

(財) 沖縄県産業振興公社中小企業支援センター

TEL：098-859-6237 FAX：098-859-6233

E_mail：info@okinawa-ric.or.jp

ちゅらしま建設相談窓口

目 的

厳しい経営環境にある県内建設業の経営改善（本業）や新事業分野進出等の「企業活性化」に向けた諸課題解決を総合的に支援するため、相談窓口を設置し、専任相談員等が各種相談への対応、情報提供等を行います。

対 象 者

建設業者及び建設関連業者等で、個人及び法人を問いません。

支援内容

経営基盤の強化（運転資金調達、銀行借入金の条件変更等）、新事業分野進出（ビジネスプラン作成、資金調達、商品開発、販路等）、企業合併・連携、助成制度、公的融資、人材育成、ビジネスマッチング及び雇用対策等、建設業者の抱える諸問題に対応するための指導助言、情報提供、関連機関の紹介等を行います。なお、公認会計士、税理士、中小企業診断士等からより専門的な指導助言を受けるための「専門家派遣事業」（経費の2/3は会社負担）のご利用も可能です。

活用のポイント

- ・ 情報、人材、ネットワークが集積する公社の中小企業支援センターが支援します。
- ・ ご一報いただければ出張相談・移動相談にも対応可能です。
- ・ 電話及びメールでの相談も可能です。
- ・ 相談に関する秘密は厳守されます。
- ・ 相談は無料です。

問い合わせ先

（財）沖縄県産業振興公社

TEL：098-859-6237 FAX：098-859-6233

E_mail：info@okinawa-ric.or.jp

下請かけこみ寺事業

目 的

中小企業から寄せられた、取引に関する各種相談等に対応するとともに、取引上のトラブルについて、裁判外紛争解決手続き（ADR）を用いた解決を図ります。

対 象 者

中小企業者

支援内容

1. 相談窓口（下請かけこみ寺）で取引に関する様々な悩み等に、下請代金支払遅延等防止法（下請法）や中小企業の取引問題に知見を有する専門相談員が親身になって対応し、適切なアドバイスを行います。また、直接弁護士による無料相談を受けることができます。
2. 紛争解決
中小企業が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続き（ADR）を用いて、(財)全国中小企業取引振興会登録の弁護士が中小企業の身近なところで調停手続き等を行います。

活用のポイント

来訪、電話等で相談を受けます、相談等は無料です、ご相談いただいた方の秘密は厳守します。専門家の意見が聞きたい、裁判は時間とお金がかかる、早期に解決したい、下請適正取引ガイドラインを上手に活用したい、などの場合に有効です。

問い合わせ先

(財) 沖縄県産業振興公社 下請かけこみ寺相談員

TEL : 098-859-6237 FAX : 098-859-6233

(財) 全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部

TEL : 03-5541-6655

ネット販売スキル再構築支援事業

目的

インターネットのネットショップを通して県外及び海外等へ物販を行っている県内中小企業に対し、①ネットショップにおける販売戦略の策定と②ネットショップでの販売方法、売れるネットショップ構築方法を支援し、ネット販売におけるスキルアップと人材育成を図り、販路拡大、売上増加を目指して頂きます。

対象者

- ①県内に本社、及び事業所を有する中小企業等
- ②自社でインターネットを活用して商品・サービスを販売していること。
- ③インターネットを活用した商品・サービスの販売に意欲的な方
- ④管理職（広告費、販売促進費、外注費等、費用について決裁権のある方）とホームページの修正等ができる技術者の2人1組での参加が可能な中小企業等

支援内容

- ①ネット販売スキル再構築セミナー～販売戦略策定編～の開催
セミナーとワークショップ（計5回）を通じて自社のネットショップコンセプト、販売戦略を実際に構築して頂きます。（7月～9月を予定）
- ②ネット販売スキル再構築セミナー～上級編～の開催
5～6回の集合セミナーとワークショップ、その後2ヶ月間の実践期間を設定し、売れるネットショップを構築して頂きます。（10月～2月を予定）

活用のポイント

すでにネットショップを運営しているが、なかなか売り上げが伸びない企業や、実際どのように運営していけばいいかわからない企業に対して、集合セミナー等を行い、売れるネットショップを構築して頂きます。

- ・セミナー受講料： 無料
- ・募集企業数：①ネット販売スキル再構築セミナー～販売戦略策定編～ 20社程度
②ネット販売スキル再構築セミナー～上級編～ 10社程度

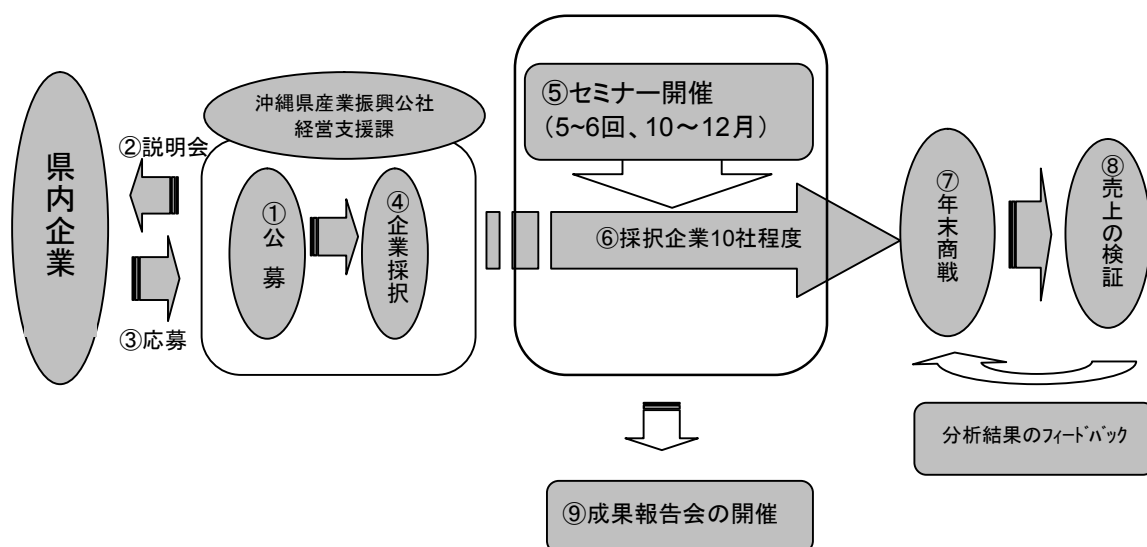
申請時期

各セミナー実施の一カ月前

- ①ネット販売スキル再構築セミナー～販売戦略策定編～ : 6月頃(予定)
- ②ネット販売スキル再構築セミナー～上級編～ : 9月頃(予定)

フロー図等

ネット販売スキル再構築セミナー～上級編～



問い合わせ先・申込先

財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援課
TEL:098-859-6237

JAPANブランド育成展開支援事業

目的

複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かし、その魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力（JAPANブランド）を確立していこうとする取組みに対して総合的に支援します。

対象者

商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、事業協同組合、商工組合、地域中小企業の振興を図る一般財団法人・一般社団法人又は特定非営利活動（NPO）法人、第三セクター、中小企業者を主とする4者以上のグループで実施主体として認められるもの。

支援内容

(1) 戦略策定支援事業

参画する中小企業等の共通認識を醸成し、自らの現状を分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を策定するため、専門家を招聘しブランドに対する理解を深めるためのセミナー等の開催、市場調査等を実施する経費を補助します。

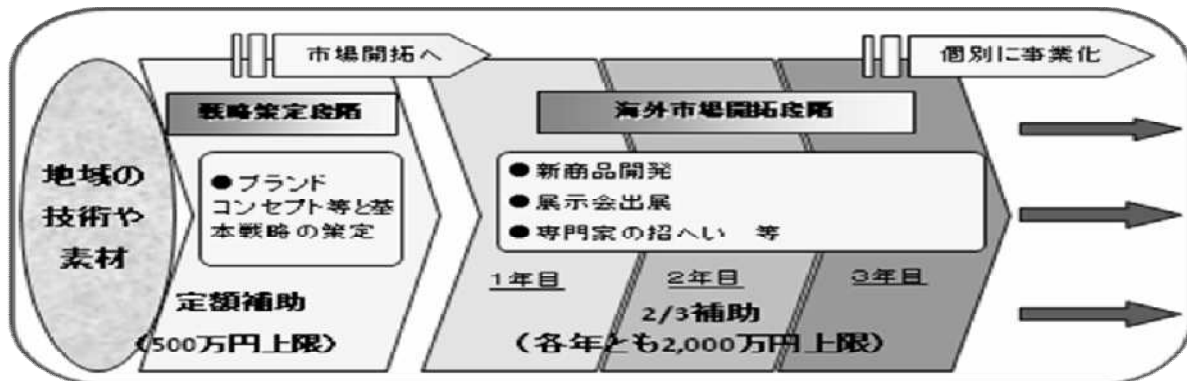
（補助率：定額、補助金額：100～500万円）

(2) ブランド確立支援事業

地域の中小企業等が、優れた素材や技術等を活かした製品の魅力を高め、国内さらには海外のマーケットで通用するブランド力を確立するため、市場調査、専門家の招聘、デザイン開発・評価、展示会への出展等に要する経費の一部を補助します。

（補助率：2/3以内、補助金額：100～2,000万円）

（イメージ）



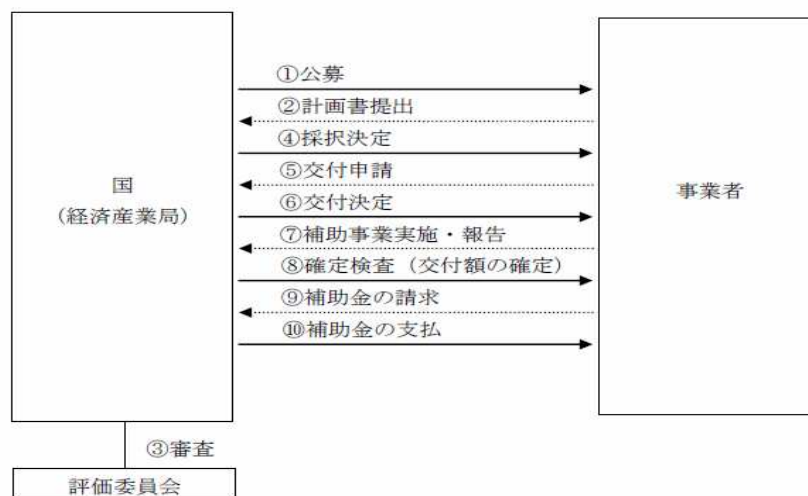
活用のポイント

ブランド確立に向けて複数の中小企業等が連携して取り組むプロジェクトに対し、商工会・商工会議所等を通じて支援します。

申請時期

平成 23 年 2 月 22 日（火）～平成 23 年 3 月 22 日（火）（土日祝日を除く）

フロー図等



問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課
TEL: 098-866-1755 FAX:098-860-3710

沖縄県中小企業再生支援協議会(那覇商工会議所)

目 的

中小企業再生支援協議会とは、中小企業の再生支援を進めるために、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき各都道府県に設置されている公的機関です。

事業の将来性はあるが、財務上の問題等を抱えている中小企業者を対象に常駐の専門家が再生に向けた相談、助言や再生計画の策定をお手伝いします。

対象者

- ・ 過剰債務、過剰設備等といった財務上の問題を抱えている中小企業者
- ・ 再生の対象となる事業に収益性や将来性があるなど事業価値があり、関係者（金融機関等）の支援により再生の可能性がある中小企業者

支援内容

相談業務は第一次対応と第二次対応に分かれております。第一次対応の結果、再生計画の策定が必要であると判断した場合は、専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）による個別支援チームを立ち上げ、再生計画の策定を支援します。

※相談事項の秘密は厳守します

第一次対応

無 料

窓口相談

常駐の窓口専門家が、面談や提出書類の分析を通して、経営全般上の問題点や抱える課題を抽出して、課題の解決に向けて、適切なアドバイスや必要に応じて関係機関の紹介を行います。

- 資金繰り改善アドバイス
- 資金調達方法アドバイス
- 経営改善計画書作成アドバイス
- 関係機関を紹介（商工会・商工会議所、沖縄県産業振興公社等）



再生計画を作成する必要があると協議会が判断した場合

第二次対応

再生計画策定支援

外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）からなる個別支援チームを編成し、財務面や事業面の調査分析に基づき再生計画の策定を支援します。

- 再生計画策定支援
- 必要に応じて金融機関との調整を行います
- 計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを行います

注) 再生計画策定に係る費用は原則企業負担です

受付時間

9：00～17：00（土日祝祭日を除く）

ご相談にあたっては、事前にお電話でご予約ください

お問い合わせ

沖縄県中小企業再生支援協議会

那覇市久米2丁目2番10号（那覇商工会議所4F）

T E L 098-868-3760

事業承継円滑化のための税制措置

目 的

世代の交代期を迎えた中小企業の後継者が事業承継を行う場合、相続税、贈与税、または所得税の特例措置を受けることができます。

対 象 者

- ・非上場株式を相続または贈与により取得した中小企業の後継者
- ・特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小企業の後継者

内 容

■非上場株式に係る相続税の納税猶予制度

後継者である相続人等が、相続等により、経営承継法に係る経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。ただし、相続前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

【経済産業大臣の認定を受ける（継続する）ための要件】

- (1) 中小企業基本法上の中小企業であること。
 - (2) 資産管理会社に該当しないこと。
 - (3) 計画的な承継に係る取組(後継者の確定等)に関して、先代経営者の存命中に「経済産業大臣の確認」を受けていること(先代経営者が60歳未満で死亡した場合等を除く)。
 - (4) 先代経営者が会社の代表者であったこと。
 - (5) 先代経営者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、先代経営者がその同族関係者(後継者を除く。)の中で筆頭株主であったこと。
 - (6) 後継者が先代経営者の親族であること。
 - (7) 後継者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、後継者がその同族関係者の中で筆頭株主であること。
 - (8) 後継者が相続開始の直前に会社の役員であったこと
 - (9) 相続後5年間※、雇用確保を始めとした事業継続要件を満たすこと。 等
- ※納税猶予の適用を継続して受けるためには、5年間の事業継続後も対象株式の継続保有等が必要です。ただし、後継者が死亡した場合などには猶予税額が免除されます。

■非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度

後継者である受贈者が、贈与により、経営承継法に係る経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部または一定以上取得し、その会社を運営して

いく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。ただし、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

※ 一定の場合に「相続時精算課税制度（後述）」と併用することが可能です。例えば、後継者が発行済議決権株式総数の2/3を超える株式の贈与を受ける場合には、贈与税の納税猶予制度の対象外となる株式について相続税精算課税制度を利用することができます。

■特定小規模宅地（事業用・居住用）の減額（相続税）

400㎡までの特定事業用宅地と240㎡までの特定居住用宅地（事業または居住を継続したもの）は、評価額の80%が減額となる課税の特例を受けることができます。

※「相続税の納税猶予制度」と併用が可能であり、それぞれの上限まで利用することができます。

■非上場の相続株式を自社に売却した場合の課税の特例（所得税）

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合（いわゆる金庫株の活用）、みなし配当課税（最高50%の累進課税）でなく、譲渡益全体について譲渡益課税（20%）※が適用されます。

また、自社株に係る相続税の額が、会社に譲渡した自社株の発行済株式総数に占める比率に応じ、取得費に加算される特例が利用できます。

※従来は、非上場株式を発行会社に譲渡した場合、譲渡対価のうち発行会社の資本等の金額を除く部分（利益積立金相当）について、譲渡前の株式保有比率に応じ、みなし配当課税（最高50%）がかかるため、相続した株式の発行会社への譲渡による相続税納税資金の調達等が困難になっていました。

※譲渡益課税20%＝所得税15%＋住民税5%

なお、特例を受けるためには下記の手続きが必要です。

- (1) 相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して10ヶ月以内に、被相続人の住所地を管轄する税務署に相続税の申告と納付を行います。
- (2) 納付は、物納や延納の手続きを行わない限り、金銭で一時に納めなければなりません。
- (3) 延納は、一定の要件を満たし申告期限までに延納申請書を提出する必要があります。 等

■相続時精算課税制度（贈与税・相続税）

贈与税の申告時に、「相続時精算課税選択届出書」など必要な書類を添付することで、下記のとおり、贈与時に軽減された贈与税を納付して相続時に相続税で精算する課税制度を選択することができます。

（贈与時）

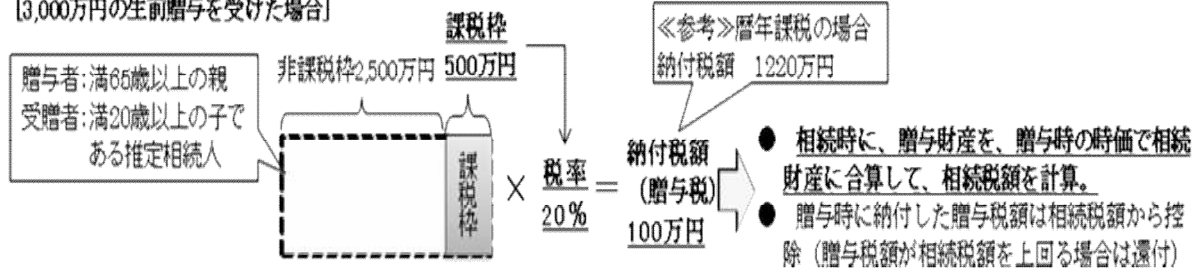
申告を前提に、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与につき、2,500万円の非課税枠（限度額まで複数回使用可）、これを超える部分については税率一律20%で課税します。

（相続時）

贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算します。

《（参考）相続時精算課税制度の課税方法》

[3,000万円の生前贈与を受けた場合]



※なお、上記の内容は平成23年5月13日現在の法令等に基づいて作成しております。

問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
電話：03-3581-4161（代表） URL：<http://www.nta.go.jp/>
- ・ 中小企業庁 財務課 電話：03-3501-5803

沖縄総合事務局中小企業相談 (中小企業者のための相談事業)

目 的

中小企業者の持つ悩みに対し、親身に相談に応ずるとともに、中小企業者の生の声をくみ取り、的確に行政に反映させることを目的としています。

対 象 者

原則として中小企業を対象としていますが、必ずしも中小企業の定義にこだわることなく、相談者に対し、広く窓口を開いております。

支援内容

- ① 中小企業者からの来訪、文書、電話等によって行われる相談・苦情等へ対応します。
- ② 中小企業者からの具体的な経営に関する相談等について、必要に応じ、関係中小企業支援機関へのあっせんを行います。
- ③ 中小企業者からの政策への提言、苦情、要望等の受理及び処理を行います。
- ④ 地域に赴き地方公共団体、商工会または商工会議所等の指導員とともに地域の実態の把握、対処すべき問題点を整理し、問題の解決にあたります。

問い合わせ先

沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
TEL 098-866-1755

地域資源活用支援事業

目 的

地域資源を活用して新商品や新サービスを開発する中小企業者に対して、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

中小企業者が、地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化を行う際、「中小企業地域資源活用促進法」に基づき様々な支援を行うことで、地域資源の価値向上（ブランド化など）を図り、地域の強みをいかした産業を形成・強化していくことが目的です。

対 象 者

地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者

支援内容

中小企業地域資源活用促進法に基づいて、中小企業者が単独又は共同で、地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・市場化を行う「地域産業資源活用事業計画」を作成し、認定を受けると、補助金、低利融資、課税の特例等の各種支援をご利用になれます。

なお、個別の支援策毎に支援機関の審査や確認が必要となる場合があります。

- (1) 補助金（新事業活動促進支援補助金（地域資源活用新事業展開支援事業））
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。
- (2) マーケティング等の専門家による継続的なアドバイス
事業計画作りから市場化に向けたフォローアップまで、一貫してサポートします。
- (3) (独)中小企業基盤整備機構が主催する商談会、アンテナショップ等に対する優先的な出展
- (4) 政府系金融機関による低利融資制度
設備資金及び長期運転資金を低利で融資します。
- (5) 信用保証の特例
普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険に同額の別枠を設けることができます。また、新事業開拓保険の限度額が2億円→4億円（組合4億円→6億円）に拡大されます。
- (6) 高度化事業
組合が工場等の集団化や施設の共同化などを行う場合に融資が受けられます。

(7) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等

食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借り入れに対し、債務保証等を受けられる等の支援があります。

(8) 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社に相談・申込をいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

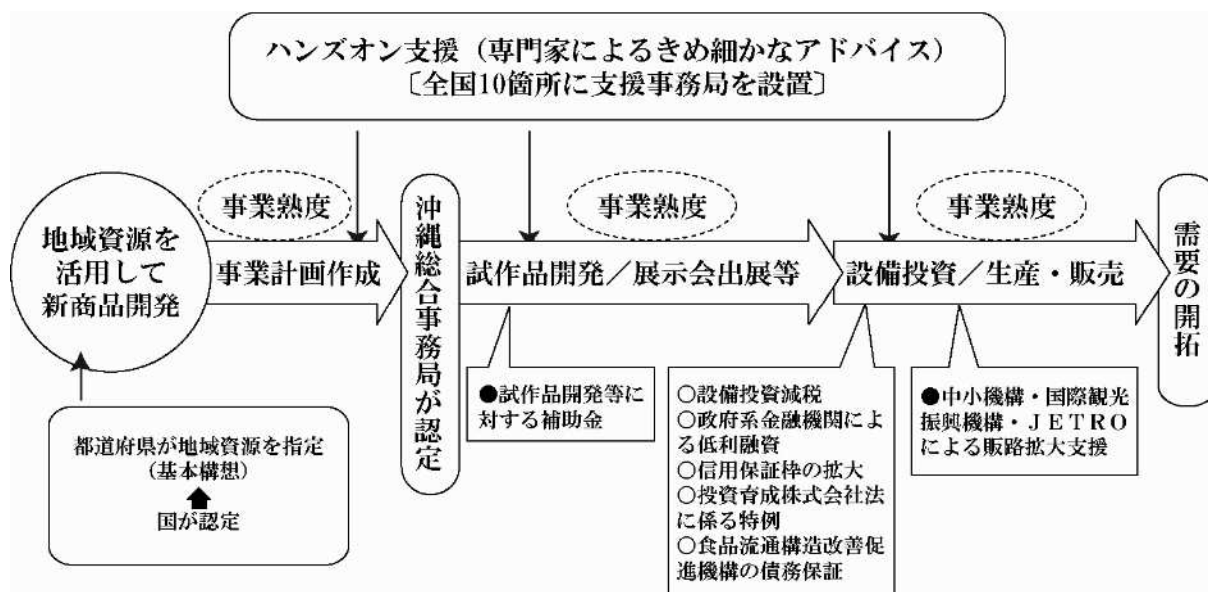
(9) 課税の特例

機械及び装置を取得等した場合、特別償却又は税額控除を選ぶことができます。(別途、一定の要件があります。)

活用のポイント

- (1) まず、活用しようとする地域資源が、都道府県が策定する基本構想に記載されている必要がありますので、沖縄総合事務局、県等にお問い合わせ下さい。
- (2) 「地域産業資源活用事業計画」を策定する際には、(独)中小企業基盤整備機構沖縄事務所の相談窓口で、アドバイスが受けられます。

フロー図等



問い合わせ先

- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
〒900-0006
沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎
TEL 098-866-1755
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所
〒901-0152
沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター3 階
TEL 098-859-7566
- 沖縄県観光商工部産業政策課
〒900-8574
沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
TEL 098-866-2330

- 中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

地域巡回マッチングプログラム事業

目 的

求職者と求人企業のマッチング機会を増やすため、県内5圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）において、求人開拓・求人手続支援や合同企業説明会・面接会、就職支援講座等を開催し、地域における雇用のマッチングを促進します。

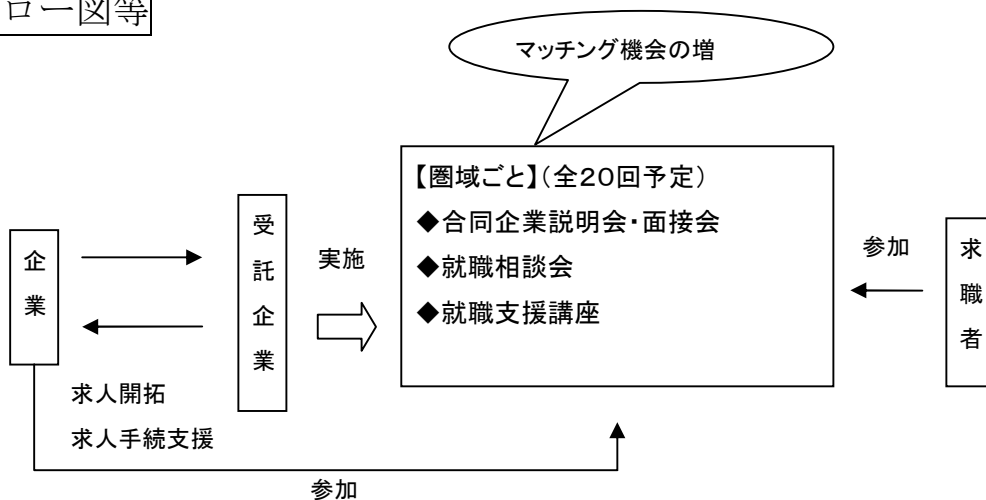
対 象 者

- 求人を募集している企業又は求人募集を検討している企業
- 求職者

支援内容

- 求人手続支援（求人票作成のサポート、ガイドブック配布等）
 - 県内5圏域(北部・中部・南部・宮古・八重山)での合同企業説明会・面接会の実施（各圏域2回以上合計20回予定）
 - 就職相談会・就職支援講座等
- ※ 詳しくは、沖縄県観光商工部雇用労政課のHP等で随時お知らせします。

フロー図等



問い合わせ先

沖縄県商工労働部雇用政策課 雇用対策班

TEL : 098-866-2324 FAX : 098-866-2355

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=156>

知的財産活用サポート事業

目 的

あたらしい発明、工夫や改良、独創的なデザインの権利化、及び商標やトレードマークなどの権利化支援やブランドイメージ向上を図るためのサポート支援を行います。

対 象 者

企業、個人、教育機関、研究機関

支援内容

■ 商標創造支援

- ・ 沖縄の商標情報提供を行います。
- ・ 洗練されたデザインを創造するためのデザイナーマッチングを行います。
- ・ 納付期限等の商標管理サービス

■ 特許等事業化支援

- ・ 発明品の展示等を行い、販売促進を支援します。
- ・ アイディアの権利化を支援する。
- ・ 事業化やブランド向上を支援します。

【活用のポイント】

- ・ 商標を活用しブランドなどを構築するための支援を実施します。
- ・ アイディアや発明品を製品化するための支援・コンサルティングを実施します。
- ・ 発明品を紹介します。

申請時期

随時受付：詳細は、一般社団法人 沖縄県発明協会のホームページを参照。
(<http://www.okinawa-jiii.jp/>)

フロー図等

企業・
発明家

一般社団法人沖縄県発明協会
・ コンサルティング
・ 各種支援機関・試験研究機関の紹介
・ 試作品作製支援・出願支援

アイデアから
製品

問い合わせ先

一般社団法人沖縄県発明協会

うるま市字州崎1 2-2 沖縄県工業技術センター内

TEL : 098-921-2666 FAX : 098-921-2672 URL : <http://www.okinawa-jiii.jp/>

知的所有権センター事業

目的

特許情報をはじめとする知的所有権に関する情報の提供を行うとともに、これを活用して、県内の中小企業等の技術開発及び事業化の支援を図ります。

対象者

企業、個人、教育機関、研究機関

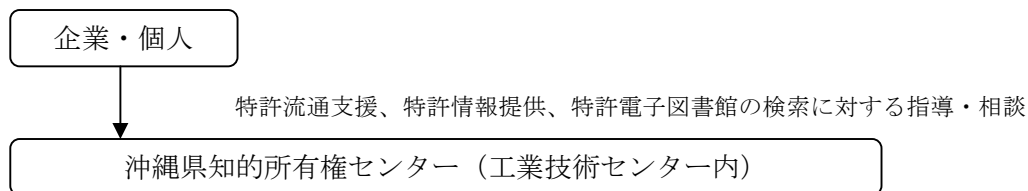
支援内容

- 企業、研究機関等の所有する開放特許を他の企業に円滑に移転・導入するための支援を行います。
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する特許電子図書館情報の検索に対する指導・相談を行います。
- 産業財産権に関する無料相談会を開催します（発明相談会）。
 - ・名護市、浦添市、宜野湾市、宮古島市、石垣市
- その他、特許の活用に関する相談に応じます。

活用のポイント

- 専門知識を有する特許流通コーディネーター他が、特許流通に関する取引のコーディネートや特許活用のアドバイスを行います。

フロー図等



相談・問い合わせ先

- 沖縄県知的所有権センター（工業技術センター内 一般社団法人沖縄県発明協会）
TEL 098-939-2372 FAX 098-939-2372
- 沖縄県商工労働部新産業振興課
TEL 098-866-2340 FAX 098-866-2526

特許等取得活用支援事業

(内閣府沖縄総合事務局委託事業)

目的

地域の中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動を円滑にできる体制を整備し、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うとともに、知的財産を活用していない中小企業等の知的財産マインドの発掘を行うため、「知財総合支援窓口」を設置、専門の人材を配置することします。中小企業等が抱える知的財産権に関する悩みや課題をワンストップで解決できる支援を行うことによって、より多くの中小企業等の知的財産活用・事業化促進につなげ、地域の活性化、ひいては我が国産業の国際競争力の強化を図ることを目的とします。

対象者

中小企業等

支援内容

■課題等の解決を図るワンストップサービスの提供

- 地域の中小企業等支援機関と連携し、ワンストップ機能を強化した知的財産に関する相談窓口を開設しました。
 - ・主たる窓口→沖縄県発明協会
 - ・従たる窓口→沖縄県産業振興公社
- 相談窓口には、専門相談人材を配置しています。
- 窓口には最低週1回、知財専門家が常駐し相談に応じます。
- 窓口担当者は悩みや課題に応じてその場での解決を図り、窓口で解決できない高度な課題や緊急性のある課題等については、知財専門家と共同で企業等を訪問し支援します。
- 知的財産に関するニーズを発掘するため、外部支援機関の開催する発明相談会や各種専門相談会等にて相談対応します。
- 中小企業等が利用可能な知財に関する支援策の紹介や手続方法等を説明します。
- 特許等の出願手続についてわかりやすく説明します。
- インターネットによる出願を支援します。

活用のポイント

- 産業財産権に関するアイデア段階から事業化までの各段階における支援を無料で受けることができます。
- 知財専門家による企業訪問、支援策の紹介、出願手続の支援等を行います。
- インターネット出願専用端末での出願に関する指導、助言を無料で受けることができます。

相談申込時期等

■知財総合支援窓口

- 全国共通お問い合わせ先 ナビダイヤル0570-082100
- 電話、FAX、インターネットで随時お申し込み下さい。

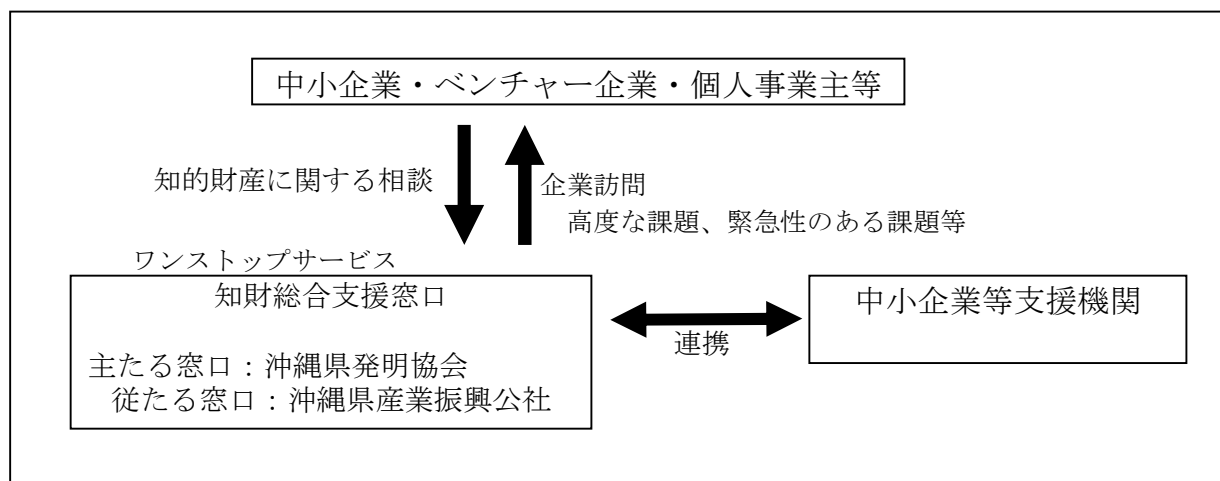
■専門家による窓口常駐

- 主たる窓口→沖縄県発明協会（毎月第2、第4木曜日）
- 従たる窓口→沖縄県産業振興公社（毎週水曜日）
- ※電話、インターネットでお申し込み下さい。
- ※個別相談のため、予約が必要です。

■インターネット出願専用端末

- ※個別相談のため、予約が必要です。

フロー図



相談先・問合せ先

一般社団法人沖縄県発明協会

うるま市字州崎12-2 沖縄県工業技術センター内

TEL : 098-921-2666 FAX : 098-921-2672 URL : <http://www.okinawa-jiii.jp/>

中小企業支援ネットワークおきなわ

(中小企業支援ネットワーク強化事業)

目的

中小企業が抱える経営課題が高度化する中で、個々の中小企業支援機関の日常的な相談のみでは十分な対応が困難なことから、幅広い支援機関から成る中小企業支援ネットワークを中心に構築し、支援機関の連携の強化、支援能力の向上を図ることにより、中小企業が抱える経営課題への支援体制を強化します。

対象者

・支援機関の指導員

中小企業から高度・専門的な相談を受けた場合、日常的な相談のみでは十分な対応が困難な支援機関指導員。

・中小企業者

(1) 経営革新 (2) 地域資源活用 (3) 農商工等連携 (4) 新連携 (5) 海外販路開拓 (6) 創業 (7) 事業再生 (8) 事業承継 (9) ものづくり (10) I Tを活用した経営力強化 (11) 知的資産経営 (12) 経済産業省が指定する特定課題 (13) その他の経営課題等の高度・専門的な課題を抱えている中小企業者

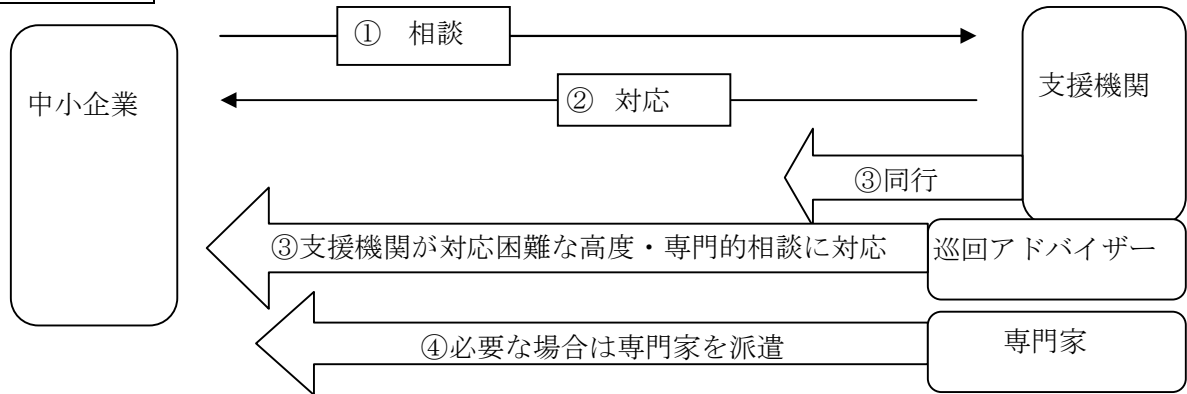
支援内容

沖縄総合事務局が中小企業支援の専門知識だけでなく豊富な実績を有する者を中小企業支援ネットワーク巡回アドバイザーとして選定。

巡回アドバイザーが、ネットワークを構築する支援機関を巡回し、支援機関の対応相談の一環として、高度・専門的な相談に直接対応を行い、必要な場合はさらに専門家の派遣により対応します。

支援機関の指導員は、巡回アドバイザーの相談対応に参加し、現場の経験を通じて能力向上を図ります。

フロー図等



問い合わせ先

沖縄総合事務局経済産業部中小企業課

TEL : 098-866-1755

<http://www.ogb.go.jp/keisan/tyusyou/index.html>

企業組合制度

目 的

企業組合とは、個人事業主や勤労者などが4人以上集まり、個々の資本と労働を組合に集中して、組合の事業に従事し、組合自体が1つの企業体となって事業活動を行う組合です。

他の中小企業組合と異なり、事業者に限らず勤労者や主婦、学生なども組合員として加入することができ、その行う事業が限定されないことから、小規模な事業者が経営規模の適正化を図る安定した自らの働く場を確保するのに適しています。

開催場所

中央会事務局または、相談者事業所にて制度説明する他、宮古地区、八重山地区では、説明会を予定しています。

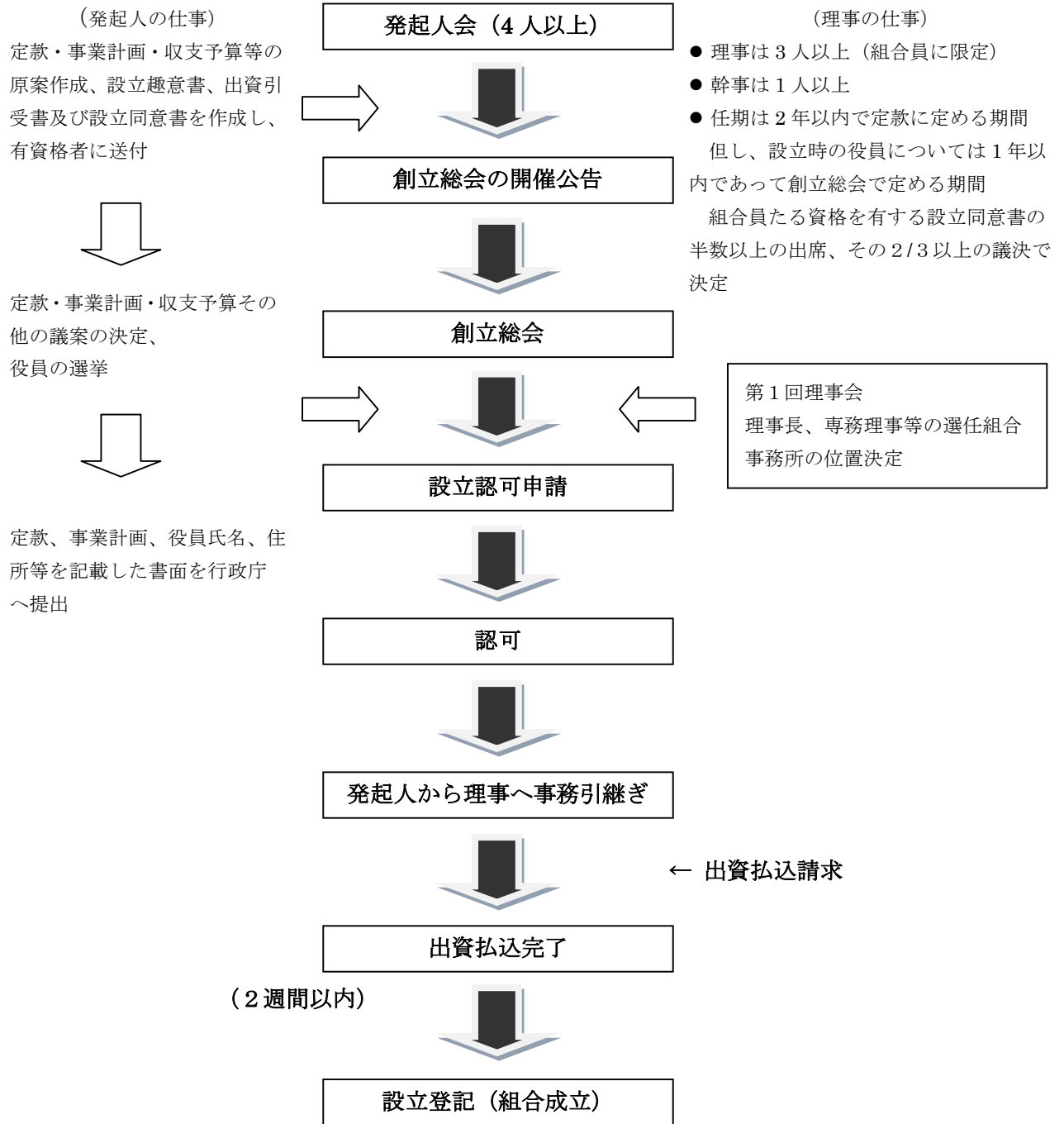
企業組合員のメリット

- ・商工中金の融資や高度化資金の融資等が受けられます。
- ・中央会より、組合を対象とした各種補助事業が受けられます。
- ・企業組合の組合員として経営者の一員になることで、自らの努力によって夢を実現し、経済的・社会的地位の向上が図られます。

申請時期

随時

フロー図等



※ 主たる事務所の所在地において登録

★手続き、必要書類など、具体的な相談は中央会で行っています。

問い合わせ先

沖縄県中小企業団体中央会 連携組織課 TEL：098-859-6120

沖縄県商工労働部 経営金融課 団体指導班 TEL：098-866-2343

中小企業等協同組合制度

目 的

同業あるいは異業種の中小企業者同士が集まって組合を設立します。共同事業を通じて生産性の向上や競争力の強化を図り、対外交渉力を強化して経済的地位の向上を図るための様々な取り組みを行っており、このため各種の組合制度が設けられています。

組合の種類

[事業協同組合]

小規模の事業者を組合員として設立される一般的、代表的な組合。

- ① 組合員の事業に関し行う共同生産・加工、購買、販売、運送保管等の共同事業
- ② 組合員のための福利厚生事業
- ③ 組合員に対する事業資金の貸付

[企業組合]

志を同じくする個人が4人以上集まって「組合」をつくり、ひとつの「企業」として活動する組織です。組合員が共に働くという特色をもっています。地域の特産品生産グループの法人化では、「組合組織をもつ企業体」として有効です。

[協業組合]

組合員になろうとする中小企業者が従来から営んでいた事業を統合・協業化することにより、企業規模の適正化、生産性の向上等を図り、組合自体が独立の企業体となる組合で創業に適しています。

[商工組合]

業界全体の改善・発達を主目的とする同業者による組合で、原則として1都道府県単位を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員とならなければならない等の条件があります。

[商店街振興組合]

小売商業、サービス業を営む事業者が商店街を中心として設立される組合。

- ※ 小売商業、サービス業を営む事業者30人以上が近接して商店街を形成している地区であること、その地域内で組合員となれる資格をもつ者の3分の2以上が組合員となり、さらに全組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業を営む事業者でなければならない等の条件があります。

支援内容

組合を設立すると、中央会の指導員が組合の支援、指導にあたります。

組合・団体等が対象になっている支援措置を活用することができます。

（例）専門家による組合の問題指導、講習会への参加、組合等の情報化推進研修事業などが活用できます。

組合設立に関するご相談は・・・

沖縄県中小企業団体中央会 連携組織課 TEL：098-859-6120

または、沖縄県商工労働部 経営金融課 団体指導班 TEL：098-866-2343

リサイクル・廃棄物処理・新エネ・省エネ等に関する支援及び相談窓口

相談分類	相談窓口	支援内容
リサイクル関連対応についての相談	○容器包装・家電・自動車 沖縄総合事務局経済産業部 環境資源課 TEL：098-866-1757	各種リサイクル法の制度周知・手法のアドバイスを行っています。
	○容器包装・食品 沖縄総合事務局農林水産部 食品・環境課 TEL：098-866-1673	各種リサイクル法の運用及び支援に関する相談・情報提供を行っています
	○建設資材 沖縄県土木建築部 技術管理課 TEL：098-866-2374	
	(独)中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 環境経営支援室 TEL：03-5470-1517 http://www.smrj.go.jp/keiei/kankyo/	各種リサイクル法の内容や対応等について経営支援専門員が相談に応じます。
廃棄物処理関連対応についての相談	沖縄県 環境生活部 環境整備課 TEL：098-866-2231	廃棄物処理業の許可及び許可業者に関する情報提供を行います。
	(独)中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 環境経営支援室 TEL：03-5470-1517 http://www.smrj.go.jp/keiei/kankyo/	廃棄物処理法の内容や対応等について経営支援専門員が相談に応じます

新エネ・省エネの取 り組みについての 相談	<p>沖縄総合事務局経済産業部 石油・エネルギー対策統括官(室) TEL : 098-866-1757</p>	<p>新エネ・省エネの取り組みに 関する相談、情報提供を行って います。</p>
	<p>(独)中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 環境経営支援室 TEL : 03-5470-1517 http://www.smrj.go.jp/ keiei/kankyo/</p>	<p>新エネ・省エネ等の内容や対 応等について経営支援専門員 が相談に応じます。</p>
リサイクル・廃棄物 処理・省エネ等に関 する融資相談	<p>沖縄振興開発金融公庫 融資第一部中小企業融資班 TEL : 098-941-1785</p>	<p>環境・エネルギー対策貸付 (中小企業資金)</p>
	<p>沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 融資相談室 TEL : 098-941-1795</p>	<p>環境・エネルギー対策貸付 (生業資金)</p>
化学物質関連対応 についての相談	<p>(独)中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 環境経営支援室 TEL : 03-5470-1517 http://www.smrj.go.jp/ keiei/kankyo/</p>	<p>化学物質排出把握管理促進 法、化学物質審査規制法、土壌 汚染対策法の内容や対応等に ついて経営支援専門員が相談 に応じます。</p>